

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

当期から「公益法人会計基準」(平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし。

(3) 固定資産の減価償却の方法

該当なし。

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員の退職金の支出に備えるため、期末における中小企業退職金共済事業本部から支給される額(退職金試算額)と、当財団が算出する額との差額分を計上している。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産定期預貯金	20,000,000	0	0	20,000,000
小 計	20,000,000	0	0	20,000,000
特定資産				
周年事業積立預金	35,000,000	20,000,000	0	55,000,000
施設管理運営事業積立預金	95,000,000	0	0	95,000,000
退職給付引当資産	4,592,193	327,110	0	4,919,303
小 計	134,592,193	20,327,110	0	154,919,303
合 計	154,592,193	20,327,110	0	174,919,303

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
基本財産定期預貯金	20,000,000		(20,000,000)	
小 計	20,000,000	(0)	(20,000,000)	(0)
特定資産				
周年事業積立預金	55,000,000		(55,000,000)	
施設管理運営事業積立預金	95,000,000		(95,000,000)	
退職給付引当資産	4,919,303		(4,919,303)	(4,919,303)
小 計	154,919,303	(0)	(154,919,303)	(4,919,303)
合 計	174,919,303	(0)	(174,919,303)	(4,919,303)

4. 担保に供している資産

該当なし。

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (直接法により減価償却を行っている場合)

該当なし。

6. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

該当なし。

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

8. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表記載区分
中標津町補助金	中標津町	0	1,300,000	1,300,000	0	一般正味財産
スポーツ振興くじ助成金	(独)日本スポーツ振興センター	0	2,450,000	2,450,000	0	一般正味財産
大地みらい基金助成金	(一財)大地みらい基金	0	100,000	100,000	0	一般正味財産
道文化財団負担金	(公財)北海道文化財団	0	1,270,000	1,270,000	0	一般正味財産
文化芸術振興費補助金収入	独立行政法人日本芸術文化振興会	0	6,867,000	6,867,000	0	一般正味財産
合 計		0	11,987,000	11,987,000	0	

9. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当なし。

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. 実施事業資産

実施事業資産はない。